

岸和田市貝塚市清掃施設組合契約及び財産事務規則

平成 21 年 10 月 1 日

規則第 3 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合の契約及び財産に関する事務については、岸和田市の規定を準用する。ただし、別に定めがある場合及び管理者が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。